

市第127号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の
許可事項を変更することについての同意

<提案理由>

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により提案する。

<道路整備特別措置法> (抜粋)

第3条 (第1項、第5項、第8項から第10項まで省略)

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（省略）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 高速道路の路線名 (2) 新設又は改築に係る工事の内容 (3) 収支予算の明細 (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

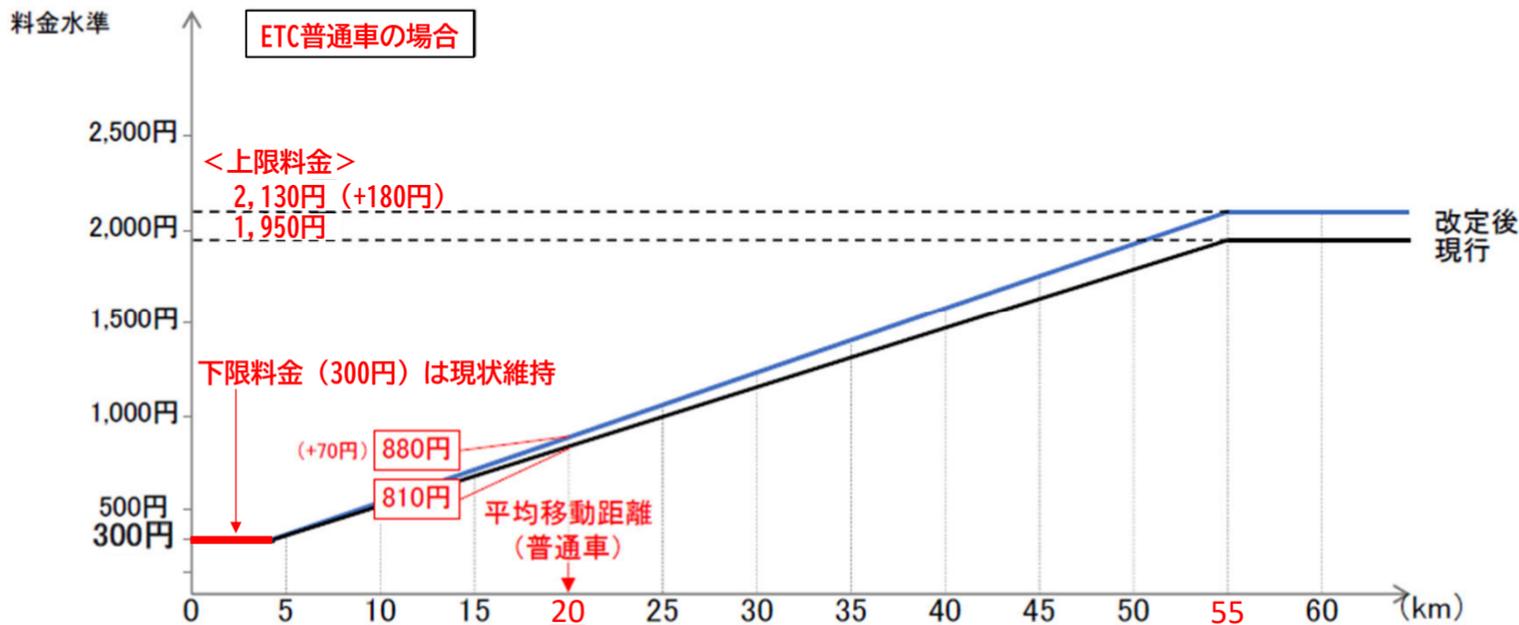
7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

2 変更概要

- (1) 料金見直しに伴う変更
- (2) 割引継続に伴う変更

(1) 料金見直しに伴う変更

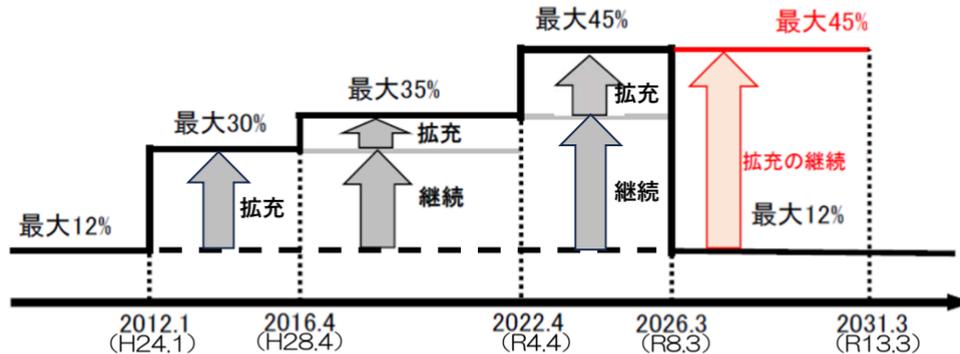
- ・開始予定日：令和8年10月
- ・改定内容：**1 kmあたりの料金を1割引き上げ**
(普通車の場合、29.52円/kmから32.472円/kmとなり**約3円/km**の引き上げ)
- ・平均改定率：8.1%



(2) 割引継続に伴う変更

今年度末に期限を迎える以下の2つの割引を**5年間継続**します。(令和8年4月から**令和13年3月末まで**)

- ①大口・多頻度割引：車両の1か月の利用金額に応じて割引を行う車両単位割引と、契約者の1か月の利用額に応じて割引を行う契約単位割引の2種類の割引を組み合わせる割引



- ②都心流入・湾岸線誘導割引：横浜側と都心側の対象出入口を利用し、かつ、一定の距離（24.1km）を超えた場合、湾岸線を経由すると適用される割引
※横羽線から湾岸線へ利用者を誘導するためのもので、横羽線経由より湾岸線経由の方が安く設定されている割引です。

【参考】 具体料金例 (普通車)



① 大黒ふ頭→狩場 (13.0km)

現行	⇒ 630円程度
590円	

② 大黒ふ頭→横浜青葉 (19.9km)

現行	⇒ 880円程度
810円	

③ みなとみらい→霞が関 (41.6km)

現行	⇒ 1,030円程度 (1,410円)
950円 (1,300円)	

※ () : 都心流入・湾岸線誘導割引が適用されない場合

④ みなとみらい→川口 (72.5km)

現行	⇒ 2,130円程度
1,950円	